



大津市報道資料
市政記者各位

2025 年 1 月 14 日

お問い合わせ先

担当者	自治協働課 生活安全係		担当： 岸田 幸子 田尾 一樹		
連絡先	077-528-2816		内線	2925	
総合計画 位置付け	基本 方針	基本 政策	施策	取組の 方向性	主な 取組
	3	9	2 2	2	2

歩きスマホ禁止ウィークの実施について

本市では令和4年4月に大津市交通安全条例を施行し、交通事故のない安全で安心な社会を目指して取り組んでいます。

今般、歩きスマホに起因する事故等を未然に防止することを目的として、令和7年1月21日（火）～令和7年1月27日（月）の期間を「歩きスマホ禁止ウィーク」として、歩きスマホ禁止啓発ポスターを大津市内各所に掲出します。また、当該期間中、下記のとおり街頭啓発活動を行います。

記

1 日時・場所（1時間程度）

- ① 1月21日（火）15時30分～ 京阪膳所駅改札前
- ② 1月24日（金）15時30分～ JR 堅田駅ロータリー付近
- ③ 1月27日（月）16時00分～ 京阪石山駅改札前

2 主催

大津市

3 参加予定者（実施場所によって参加予定者がかわります）※敬称略

- ・ JR 西日本旅客鉄道株式会社 ・ 京阪電気鉄道株式会社
- ・ 大津警察署 ・ 大津北警察署
- ・ 大津交通安全協会 ・ 大津北交通安全協会
- ・ au ショップ膳所店、瀬田店 ・ 大津市（自治協働課職員）

※おおつ光ルくんとけいたくんも参加します。

4 実施内容

歩きスマホの危険性について、チラシと啓発品の配布による街頭啓発

5 大津市交通安全条例について

大津市交通安全条例第5条第2項（道路を通行する者の責務）

道路を通行する歩行者は、スマートフォン等の情報機器の画面に表示された画像を注視するなどの周囲への注意が散漫となる行為を行いながら歩行することによって道路交通に危険を生じさせないようにしなければならない。

